

○補正予算等特別委員会（第3号）

令和2年12月11日（金曜日）

午前10時 0分 再開

午後 3時27分 閉会

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いたします。

奈良市議案第115号 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて質疑をいたします。

本件につきましては、奈良市役所において正規職員による嘱託職員に対するハラスメント行為があったとして、当該嘱託職員が奈良市を被告として損害賠償等を求めて奈良地方裁判所に訴訟を提起し、同裁判所に平成29年（行ウ）第18号地位確認等請求事件として係属したものに關する事案であります。

奈良地裁は、令和元年12月26日に前述の不法な行為があった事実を認め、原告の請求のうち、奈良市に対する約100万円の損害賠償請求を認容する判決を言い渡しました。奈良市はこれを不服として大阪高等裁判所に控訴し、令和2年10月1日に同裁判所において、原請求のうち奈良市に対する約50万円の損害賠償請求を認容する判決が言い渡され、そのまま確定していました。

本件には幾つもの大きな問題があったことが明らかであります。まずもって、地方自治法第96条第1項第12号は、市による控訴を含む訴えの提起については、議会の議決事件として規定し、同法第179条第3項は、市長が専決処分をした場合には次の会議において報告し、その承認を求めなければならない旨を規定していますが、これに対する違反であります。市長は、この法律の規定を無視して市議会の議決を経ることなく、また専決処分の後、5回もの定例市議会及び臨時市議会を自ら招集していたにもかかわらず、その報告及び承認を求めることを怠り続け、漫然と控訴して判決を確定させていたわけであり、なぜこのような事態となったのか、環境部長にその弁明をお聞きしたいと思います。

○奥田晴久環境部長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

地位確認等請求事件につきましては、令和元年12月26日付で判決があったところではございます。その判決を不服といたしまして、令和2年1月8日付で市長決裁を経た後、大阪高等裁判所に控訴をいたしました。

本来であれば、この時点で専決処分を経て、その後速やかに議会への報告が必要でありましたが、環境部では、議会への報告が必要であるということに気づくことがなく事務を進めてしまったことから、今回の事態に至ってしまいました。このことについては深く反省しております。

今さらながらではございますが、環境部では控訴事案にばかり気を取られ、必要な指示は弁護士をはじめ法務ガバナンス課から出され、それに基づき進めればよいと考えてしまったところに大きな原因があったと考えております。

また、一方、私は環境部ですが総務側では、事務的に必要なことは環境部で全てなされているであろうという認識から見落とし、失念につながったものではないかと考えております。

以上です。

○三橋和史委員 地方自治法第96条は議会の議決事項を規定したものでありまして、行政職員としてはまず初めに勉強することとなる条文ではないでしょうか。民主的統制に関する極めて基本的

な規定に違反して事務が行われていることは、極めて遺憾であります。

本件に関しては、既に大阪高裁の判決が確定しているところではありますが、この議会には、報告承認議案として事後的に提出されております。判決が確定しているにもかかわらず事後的に承認議案を提出することの意義は何なのでしょう、お答えください。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

今回提出させていただいた議案は、確かに委員お述べのとおり既に判決確定という形にはなっておりますが、議会と理事者側、こちら側との対等な関係等がございますので、今回につきまして報告させていただいております。

以上です。

○三橋和史委員 おっしゃっていることが分からないんですね。違法な手続が行われたことはお認めになるんですね。

○奥田晴久環境部長 地方自治法に違反している行為であったと理解しております。

○三橋和史委員 違法な手続が行われたけれども、事後的であっても議会の議決を経れば瑕疵が治癒するというお考えですか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

法的な治癒に関しましての御質問だと思うんですけども、既に結果として法的に違反を行っていた期間がございますので、その期間については法的に違反していた行為だと考えております。(三橋和史委員「いや、質問に答えてもらいたいんですけどもね」と呼ぶ)

今回、専決処分の際し、報告承認がないという地方自治法第179条第3項に違反の状態を解消するため、議案を提出し、承認を求めさせていただいております。

○三橋和史委員 違反状態が解消するとおっしゃいましたね。それは、つまり瑕疵が治癒するというお考えだということだと思うんですね。瑕疵が治癒するんですか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

その法的に違反状態である期間が法的に治癒すると、私は考えております。

以上です。

○三橋和史委員 法規定に違反しても、事後的に手続を履践すれば瑕疵が治癒するという考えでは、これは再発防止につながらないと思うんですよ。市議会がこの議案を承認しなかったら、市としてはどう対処するんですか。

○奥田晴久環境部長 承認されるよう力を尽くしたいと。環境部(三橋和史委員「そんなこと聞いてない」と呼ぶ)法的には、今回の判決自身におきましては、今回の議会で承認されなければ判決自体は有効であると考えております。

以上です。

○三橋和史委員 判決が有効だと考えています——だったら議案を報告承認議案として市議会に提出している意味がないのではないですか。司法手続上の問題として確定判決の効力に影響を及ぼすこととなるかどうかということと行政手続上の問題とは切り離して検討すべきものであります。特に市長と議会との関係においては、重大な違法の瑕疵ある手続を経たことは明らかであります。その点において、事後的に提出、また承認議決を経たからといって、これは遡及的に瑕疵が治癒するというようなことはあり得ないのであります。確定判決の効力に影響がないから問題がないという考え方は、明らかな誤りであります。

その意味で、将来の違法手続の抑止の観点からも、市としては一審判決に従って、職務遂行に

当たって正規職員からハラスメントの被害に遭った原告、すなわち被害者に対して対応していくべきではないかと考えます。市としての対応について説明を求めます。

○伊藤 剛委員長 挙手をお願いします。

○奥田晴久環境部長 今回の裁判を受けまして、一審判決でということを受け入れるということですが、市といたしましては、今回のセクハラ、パワハラに関しましては、セクハラ、パワハラ行為についての地方裁判所の評価、及び2点目といたしましては、損害賠償額としての100万円、この額について他の事例との比較検討を行い、大阪高等裁判所に提訴いたしました。

○三橋和史委員 だけど、その控訴は違法だったんでしょう。これを認めていたら将来の違法手続もどんどんされるじゃないですか。全く再発防止にならない。

そういう意味で私が申し上げているんですけれども、なかなか御理解いただけないので、法務研修について質問したいと思います。

総合政策部長に答弁を求めていきます。

私は、今より3年近く前の平成30年2月6日の総務委員会以降、既に10回以上にもわたり市議会でも取り上げ、法制事務、法務分野に関する知識及び能力の向上を求め続けてまいりました。市長及び当時の人事課長は、管理職昇任候補者選考試験において法務分野を導入する方針を明確にし、繰り返し議会答弁してきたにもかかわらず、これをたった1か年だけ導入しただけで、翌年には管理職昇任試験自体を廃止するという暴挙に及んだのであります。本年、令和2年2月12日の総務委員会で指摘しましたが、市はこれについても議会答弁をたがえ、議会にも報告することなく廃止したのであります。

奈良市職員は採用試験でも法務分野の試験が課されておられませんし、入庁後の昇任試験でも法務分野の試験が課されるということがなくなった結果、市職員各自に一般職公務員として相応水準の法務能力を具備していることを担保する機会がなくなったのであります。これまでの議会審議でも確認してきたところですが、なぜこのように極めて重要な法務分野を含む管理職昇任試験を廃止したのかについて、いま一度総合政策部長の答弁を求めます。

○< 銅正宣総合政策部長 三橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この管理職昇任候補者選考試験につきましてでございますが、希望制での受験というふうな形を取っておりましたが、その受験者数がここ数年低下をしており、また、本市におきましては、平成24年度から人事考課制度を導入いたしまして一定程度定着をしたというふうに考えておまして、その人事考課等を活用するというようにして管理職としてふさわしい職員を任用することとすることといたしまして、平成31年度に廃止を判断したというような状況でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 管理職への昇任希望者が少ないというのは、端的に申し上げて市長に魅力がないんじゃないですか。上司の皆さんに魅力がないんじゃないですか。また、人事考課で代替するとおっしゃいますけれども、人事考課をする側の能力は担保できているのか、甚だ疑問であります。

私の要求でこれまでに市から議会に提出された資料を、再びお手元に配付しております。そのうち、「初級職員ステップアップ研修—地方自治制度について—」と題された奈良市が新規採用職員向けに行う研修の際に用いた資料がございます。その2ページ目には地方自治法第96条についての記載があり、訴えの提起が議会の議決事件であるということは、公務員になりたての職員が勉強していただくべき極めて基本的な事柄であるということでもあります。

今回の事件につきましては、市長から順に副市長、部長、次長、課長、課長補佐、そして係の

職員と、また市が任用している弁護士らも、初級職員向けの研修内容さえも理解していなかったという驚愕すべき低水準の法務能力であったということが露見したものであると断言はできません。

さらに、先ほど申し上げた、たった1か年限りで行われた管理職昇任試験、これの法務分野の試験においては、「普通地方公共団体の長が議会の委任による専決処分をしたときは、これを議会に報告し、承認を得る必要がある。」という記述の正誤を問う問題などが出題されております。

私の再三にわたる警鐘を無視してこの法務分野の試験を廃止したところ、早速法律に基づいて行政執行をしていく意識が欠け、能力も低迷し、今回のような違法事案が発生してしまったということは紛れもない事実でありまして、管理職昇任試験を廃止する意思決定をした前人事課長らも、その責任を問われてしかるべきであります。この事件自体が労働問題としての人事案件であるにもかかわらず、この事務を法律に従って適正に処理しないまま管理職昇任試験を廃止した前人事課長は、なぜか本年4月に2階級も昇任して子ども未来部長という役職に就いております。しかも昇任した先の子ども未来部においては早速、都市計画審議会の議を経ず、都市計画を変更することなく違法に子どもセンター建設事業を執行しているのでありまして、奈良市立保育所等における時間外手当の不払いと、その指摘を受けておきながら適正な調査を経ることもなく、その実態を隠蔽し、虚偽に虚偽を重ねる悪質さにはみじんも擁護の余地はありません。

なぜ失策を重ね、コンプライアンス意識が欠如している人物が厚遇され、誠実に職務を遂行する職員が冷遇されるのか。奈良市役所の体質に根本的な問題があるのであります。この点は、人事課長も交代されたわけでありまして、気を取り直して、これまでの審議での答弁にもあったように、法務分野の研修を実効的なものとして実施することで体制の立て直しに全力を傾注してもらいたいと考えているところであります。

法務分野の試験を含む管理職昇任試験を廃止する代替措置として、市からは、中級職員昇任試験、係長昇任試験において導入した法務分野の試験を継続するとともに、法務研修を実施していく旨の説明があったところであります。この点につきまして、改めて法務研修の実施目的を明確にしておく必要があると思います。この研修の実施目的について御答弁ください。

○**銅正宣総合政策部長** 実施目的についての御質問でございますが、この法務研修は、管理職昇任候補者選考試験を廃止いたしましたこともございまして、法務分野における実践的な考え方がありますとか理解を身につけるために実施しているものでございまして、改めて学習のきっかけとなるように行おうとしているものでございます。

職場によりましては法令等に直接携わる機会に差がございますので、法務の重要さを見落としがちになりますが、行政のどのような仕事であったとしても法令等に基づき執行していくものでございますので、職員におきましては研修を受講するとともに、広く自己研さんに励んでいきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 具体的な法務研修の実施方法については、総務委員会や本会議等でも提案してきたところですが、あらかじめ本年、令和2年8月12日付で私から市長に対し、文書で意見を提出しておりまして、その内容は配付資料に記載のとおりであります。そして、本年度の研修は既に終了したということでもあります。これを踏まえまして質疑を続けてまいります。

まず、法務分野の研修に当たっては、講師を務める方は外部から迎えるのか、それとも市職員の人材を充てるのかという点についても十分に検討するよう求め、講師をいずれの方が務めるかは、この研修が実効的なものとして成功するかどうかの分水嶺となるということも、これまで本

会議等も含めて指摘してきたところでもあります。法務研修の講師はどのような方が務められたのか伺います。

○**銅正宣総合政策部長** お答えさせていただきます。

講師についての御指摘等々がございました上で、今回の研修に当たっての講師ということについて、人事としても検討させていただきました。今回の第1回から第4回までの憲法に当たる部分につきましては、大阪大学大学院高等司法研究科の松本教授にお願いいたしまして、第5回から8回につきましては、大阪大学大学院高等司法研究科の野呂教授に御協力を賜ったところでございます。

本市といたしまして、今回、ふだんあまり法令等に直接接する機会の少ない職員の受講も考慮いたしまして、基礎的な法体系から、各論に当たっては事例演習まで身につく有意義な研修とするべく、法務分野に精通しておられる方を講師としてお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 各分野について高度の識見を有し、教授能力にも優れた第一人者の先生方に講師をお引き受けいただいたことは大変よかったものと考えておりますし、そのようにすることとした市の判断も適切なものであったと評価できるものであります。

法務研修の受講対象者と研修の時間及び回数について、本年、令和2年6月15日の本会議におきまして、私の質問に対し市長は、「管理職を対象に、本年におきましては8月から半年間にわたって、おおむね7回から8回をかけた法務研修の開催を予定しているところでございます」と答弁しています。

まず、実際に行った本年度における法務研修について、その受講対象者はいずれの職員としたのか説明を求めます。

○**銅正宣総合政策部長** お答えさせていただきます。

対象者についてでございますが、この管理職昇任候補者選考試験の廃止に伴いまして、その代替手段ということの法務研修という観点から、まずは本年度新たに管理職になりました職員、こちらは新任課長補佐25名でございますが、対象といたしました。また、それ以外、対象者以外の管理職に関しても、希望者には参加をいただけるように広く通知したというところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 市長答弁では、「管理職を対象に」としていたにもかかわらず、新任管理職のみが対象とされ、その他の責任ある立場の部長級ないし課長級職員が必須の受講対象者とされていなかったということでもあります。この点についても再三にわたって指摘してきたところですが、今回の議案の市議会への提出を怠っていた事件でも明らかなように、奈良市役所における行政執行上の法務能力の低迷は、市長に責任があるほか、既に管理職に就いている部長、次長、課長など、新任ではない管理職員の能力不足に起因するものであります。地方自治の本旨、議会制民主主義という基本的な法制度の理解が足りないのは、これまでの議会審議でも明らかなように、危機管理監や子ども未来部長にも顕著であります。法務研修の受講対象者の範囲を絞り、新任管理職に限定した点は評価できません。

本年8月26日の厚生消防委員会におきまして、出席されていた危機管理監、総合政策部長、総務部長、福祉部長、子ども未来部長、子ども未来部理事、健康医療部長及び消防局長に対し、翌27日から開始された本年度の法務研修の受講を申し込まれていない方の挙手を求めたところ、総合政策部長及び子ども未来部長以外の多くの方が挙手され、受講する意思が確認できなかったと

ころであります。

今般問題となっている事案も環境部において生じたものでありますが、環境部長も受講されていなかったようであります。なぜ研修を受講されなかったのでしょうか。環境部長、率直な意見をお聞かせください。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

研修につきましては大変重要なことではあると思いますが、当時、私の職務の関係、仕事の関係で日程等の調整もあり、参加しなかったのではないかと思います。

以上です。

○三橋和史委員 受講を申し込まれていた子ども未来部長に伺いますが、今回の研修でどのような事項を学び、それをどのように職務に生かしていくのかということについて、その感想も含めてお聞かせください。

○伊藤 剛委員長 挙手を。

○鈴木千恵美子ども未来部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

公務員として身につけるべき地方自治法であったり、基礎的な法的な能力について学びました。今後の業務に生かしていくべく学ばせていただいたところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 申し込まれていたにもかかわらず、残念ながら欠席されている方も目立っております。子ども未来部長も、ただいまのような答弁がございましたが、お手元の資料でも明らかのように、計4回の研修のうち参加されたのは最初の1回だけで、残りの3回は欠席されておりました。仮に正当な理由がないのであれば、このような中途半端な受講姿勢は改められたほうがよいと思いますが、なぜ申し込まれていたのに研修に欠席されているのでしょうか。

○伊藤 剛委員長 三橋委員、理事者の御指名をお願いします。（三橋和史委員「いやいや、もう子ども未来部長が続きをやります」と呼ぶ）

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

業務の都合で欠席させていただいたものでございますけれども、人事課のほうからレジュメであったり研修資料は頂戴いたしまして、その資料に基づきまして目は通させていただいたものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 日常の事務、日常の業務に追われて研修に参加するいとまがなかったということによく聞く言い訳であります。しかしながら、日常事務のふくそうが、奈良市の決定として市職員の最低限の法務能力の習得を担保するために行うこととした研修を欠席することを正当化するものと言うことはできません。

今回の事案に見られるように、公務員としての法務能力の習得の重要性がまだ伝わっていない幹部職員もいるのではないかと懸念しますので、いま一度考えていただきたいと思っております。

例えて申し上げれば、皆さんは飛行機のパイロットです。乗員乗客の命を預かる旅客機のパイロットが日常業務の多忙を理由に、操縦に必要な研修や実習は受講していませんと言ったならば、そのような言い訳は許されることでしょうか。市民生活を左右する行政事務を担い、公権力を行使することもある市職員の皆さんは、36万人の市民を乗せて、その一人一人の暮らしを、ひいては命を乗せて飛行するジャンボ旅客機のパイロットであります。墜落事故を起こす前に、離陸する前に、その技能を身につけて実践業務に当たるべきことは当然のことです。これと同じ

く、公務員としての必要最低限度の法務能力を具備することは、何よりも優先して取り組むべきものであるという認識をいま一度新たにさせていただくべきものと考えます。

この点を踏まえまして、来年度以降の法務研修の受講対象者をどのようにしていくのかなどという点について、その方針を、総合政策部長に答弁を求めます。

○**銅正宣総合政策部長** 来年度以降の考え方ということについての御質問でございまして、来年度以降の対象者等々、そういったところに関しては、今回、業務を遂行していく過程で中心的な存在として法務能力の向上を期待する課長をはじめとする管理職を対象といたしまして、新任の管理職ということ、それとプラスして管理職の誰であっても参加できるような希望者という形でお知らせをさせていただいたところでございますが、今後、また来年度に当たりましては、既に管理職になっている者におきましても、能力向上という意味で法務研修の取組は重要であるということから、例えば公権力の行使に携わることの多い部署でありますとか、また個々の職員においても、将来性を考えた上で受講といったことを奨励していけるような形を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 今回の事件のほか、現状における奈良市政上の行政執行全般を見ましても、決して管理職としては若手の新任管理職員の能力向上が求められるということだけに収れんさせるべきものではなく、市の幹部職員を含めた、既に管理職に就いている全ての職員の法務能力の具備、あるいはその向上が強く求められているのであります。

本年度の研修の受講対象者を新任管理職員のみとしたことは、幹部職員たちがこれから言わば逃げたと見ざるを得ず、改めていただくよう求めます。

次に、本年度における法務研修について、その実施回数は何回であったのか。具体的な説明を求めます。

○**銅正宣総合政策部長** 法務研修の実実施回数等についてでございますが、今回の法務研修につきましては、適正な行政運営を推進することを目的といたしまして、限られた時間と予算の中でより効果的な内容を検討したところでございます。

その中で、自由権や平等権という基本的人権の保障を取り上げて憲法の考え方について学ぶということとともに、事務執行において最も関わりが深く身近なものであります行政手続や行政処分等の行政法について学ぶものといたしました。それぞれの分野の専門の講師をお招きいたしまして、1時間30分を1講義といたしまして、1日当たり2講義を4日間実施し、合計8回の講義を実施させていただきました。

日程につきましては、第1回、第2回目、これは憲法でございます、8月27日。第3回、第4回、これも憲法の研修をいたしました、9月30日でございます。第5回、第6回は行政法を10月30日に、第7回、第8回は、同じく行政法を11月27日に実施しております。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 市長答弁では、実施回数について「7回から8回をかけまして」とされておりました。ところが一体どのような感覚でそうされたのか分かりませんが、実質的に1回の研修について、間に少しの休憩時間を挟んで、その前後をもって2回と数えている研修であります。社会通念上、明らかに1回と計数すべき研修を4回実施し、それぞれ間に休憩時間を挟んで、これらを各2回と数えて計8回の研修を実施したと言っているのであります。

研修の受講対象者及び実施回数の点については、議会答弁に比して約半分の回数しか実施でき

なかったなどと言わざるを得ないと思いますが、この点については、奈良市としてどのように認識しているのか伺いたいと思います。すなわち本年度の法務研修では、答弁どおりの回数を実施することができたと考えているのか、それとも何か事情があって、感染症の流行等の事情があって、本来であればより一層の十分な回数の研修を実施すべきであると考えていたが、やむを得ずできなかったと考えているのか、いずれの認識であるのか明確な答弁を求めます。

○**銅正宣総合政策部長** 委員御指摘のとおり、令和2年6月の議会におきまして市長のほうの答弁で、7回から8回にかけての開催を予定しているというふうな答弁をさせていただいたところでございますが、本年度の研修につきましては、初年度ということもございまして、年度当初から研修の企画に相当の準備を行う必要があったことに加えまして、今委員お述べのとおり新型コロナウイルス感染症によります緊急事態宣言が発令されまして、研修の実施すらも見通しができないというような状況がございました。さらには、今、本庁舎の耐震改修工事によりまして会場の確保が容易ではなかったというふうな中で、講師の方との調整を行いつつ今回実施したというところでございます。そういった中で時間の制約等もございまして、詰め込んだ研修内容になっているというふうに考えてございます。

次年度の研修につきましては、予算の状況もありますが、研修の成果や受講生の声も踏まえつつ、より充実した効果的な研修となるよう、講師の方々とも改めて相談をさせていただきまして、基本的には開催日数を8日程度といたしまして、その内容や対象者についてもできる限り拡充できるように前向きに考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 議会答弁では7回から8回をかけて実施するというものでありましたが、本年度の法務研修については実質的に4回であったということでありまして、私も元一般職の公務員でありましたから分かりますが、この点はいかにも公務員の考えそうなことでありまして、くれぐれもそういったことがないように、わざわざ申入れ文書にも「1回当たり半日程度の研修を全8回にわたり実施する。」と記載して求めていたにもかかわらず、実質的に公務員用語で8回を、それぞれ間に1回の休憩を入れてそれぞれ2回と数えて、実質的に答弁に比して半分しか実施されていなかったということでありまして、本年度における特殊事情があったということを取りあえずは理解をしておきますが、来年度以降は、少なくとも感染症の流行等の社会事情が落ち着いた際には必ず改めていただきたいと思っております。

本年度の各回における具体的な研修内容について伺います。

時間がございませんので1日目、2日目を併せて、憲法の分野における研修においては、具体的にどのような内容だったのでしょうか、お答えください。

○**銅正宣総合政策部長** 研修内容についてでございます。第1回目、第2回目は、憲法をテーマにいたしまして、講義内容につきましては講師の方と相談しながら研修内容を検討いたしました。

この第1回、第2回目は、憲法の基本的な考えについて講義ということで行っております。法的素養を高めていくためには、まず行政の事務が市民に様々な効果を及ぼすということを念頭に置きまして、自然権として存在する人権と公権力の関係性について研修を行いました。テーマとしては「憲法とは何か、何のために憲法はあるのか」ということで、憲法の仕組みを明らかにいたしまして、人権の意味と政教分離原則について解説をいただくとともに、第3回以降の事例演習の練習も兼ねまして、平等原則について平等権の事例演習を行いまして、個人での演習、意見発表を行い、理解を深めたというところでございます。



以上でございます。

○三橋和史委員 特に政教分離原則との関わりについては、本市におきましても、歴史的な沿革にも鑑みて有意義な研修とされたのではないかなと思います。

次に、3日目、4日目の行政法の研修においてはどのような内容を取り扱ったのか御説明いただきたいと思います。

○< 銅正宣総合政策部長 答えをさせていただきます。

第3回、第4回でございます。こちらのほうも憲法をテーマといたしまして、このときは受講対象者を2グループに分けまして、事前にそれぞれの課題を与えて自己学習をして、研修当日にグループで意見集約をしたというふうな内容でございます。研修当日にはグループの代表者によります意見発表及びそれに対する議論を行いました。そして、また講師より、講評及び公務員が憲法を学ぶ意義について総括をいただいたというような内容でございます。

この課題についてでございますけれども、1つのグループは、遺族補償年金等不支給決定処分取消事件、これを素材といたしまして、社会保障法をめぐる、法の下での平等と生存権についての事例演習を行ったところでございます。もう1グループに関しましては、那覇市におけます孔子廟の公有地無償提供の違法性をめぐる訴訟を素材といたしまして、信教の自由や政教分離における事例演習を行っております。

委員お述べのとおり、これは本市においても、歴史的な背景から行政が宗教と関わり合いを有することとなる場面ということも想定されますことから、この点に関する研修は大変意義深い、有意義であったというふうに考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 もう一度憲法についてお述べいただいたんですね、ありがとうございます。

次に、3日目、4日目を併せて、行政法についてはどのような内容を取り扱ったのか。3日目、4日目を併せてお答えください。

○< 銅正宣総合政策部長 答えいたします。

3日目、4日目——第5回、第6回、第7回、第8回ということのこの4回、行政法についての講義のテーマということでございます。こちらのほうは行政法をテーマといたしまして、行政法の基礎知識を高めるための講義を行っております。

3日目に関しましては、講義の中で行政処分と行政指導の違い、行政処分とその裁量、行政処分に係る行政手続、申請に対する処分や不利益処分など、行政手続全般に関連する講義を行っておりまして、その後、4日目に関しましては、それを基にいたしまして2つの演習課題をあらかじめ受講者に配付いたしまして、個人での意見をまとめることを事前課題といたしまして、当日はグループワークで意見の集約を行い、それぞれグループごとの意見発表を行いました。

課題につきましては、1つのグループは、林道の使用許可申請に対します不許可処分について実態的に違法か否かを検討し、行政裁量についての議論を行いました。もう一つのグループは、医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求事件を素材といたしまして、行政手続の事例として、本試験の受験資格を認定しなかった処分についての手続的違法ということについて議論を行いました。

以上でございます。

○三橋和史委員 憲法についても行政法についても、研修内容としましては非常に充実したものであったものと思います。講師をお引き受けいただきました先生方と、研修の企画運営を担当され

た人事課の職員の皆さんには御礼を申し上げる次第であります。

一方で、国または他自治体では、入庁前の学生のと時から何日間もかけて公務員試験の勉強をしてきた職員が勤めているわけですから、これを奈良市ではたった計4日間で追いつこうとすることにもやはり無理があると見ざるを得ないことも確かでありますから、本年度の実績を生かして、来年度以降のより一層充実した研修を目指して尽力いただくようお願いいたします。

当然のことながら、研修によって必要な知識や技能の一切を身につけるべきというものではないと考えますが、本年度実施した法務研修の受講対象者及び実施回数を見れば、その範囲や量は決して十分なものではなかったものと思います。この点は、講師の方や人事課の研修担当係においても同様の感触を持っているのではないかと思いますので、研修の実施に当たっては、十分な質とともに十分な量の確保も実施して取り組むよう重ねて求める次第であります。

自らが法務研修を受ける必要がない、これ以上勉強しなくてもよいということが許されるのは、既に十分な能力を備えていると客観的に認められる職員であるか、そうでなければ今すぐにも退職していただく職員に限られるというべきであります。

また、この点について、視点を変えまして、これも既に指摘してきたところでありますが、法務分野に関する国家試験の合否、また専門職学位の取得状況、当該職員の職務経験などに応じまして、自己研さんにより既に基礎的な能力を習得している職員に対しては、それ以外の職員と同列に扱って一律の研修の受講を義務づけて、無用の負担を課すこととならないように留意すべきであると考えております。この点についてはどのような対応をしていくのですか。

○**銅正宣総合政策部長** お答えさせていただきます。

御指摘のように例えば司法試験の合格者でありますとか、法科大学院の課程を修了した職員でありますとか、また具体的に法務行政に携わっている職員、こういった職員については、もちろん本人の研修受講の希望があれば拒むものではございませんが、受講を必須としなくても所期の目的は達成できるものと考えております。その点につきましては、御指摘の趣旨を踏まえまして適切に対応したいと、このように考えております。

○**三橋和史委員** そもそも公務員であるならば、そのような基礎的な法務知識や能力は入庁前に、また入庁後においても自己研さんによって身につけておくべきことが当然であります。そういった性質のものについて、奈良市では、やむを得ず税金を使って職員が研修を受けさせていただくこととしているわけでありまして、各職員においてはこの点をよく自覚した上で真摯に取り組み、基礎的な法務知識や能力を具備しない管理職はもはや存在なくなるといったことが実証される徹底した方法で実施すべきであります。

また、私は、平成29年に議会に席を持ちましてから再三にわたって法務能力の向上の重要性を指摘し続けてきたところでありますが、仮に私のような議員が議会からいなくなったとしても、あるいは誰が市長になったとしても、これは一般職の地方公務員の人材育成といった長期にわたって安定的に取り組んでいくべきものでありますから、確固たる研修体制を維持し、確立していくよう求めるものであります。そういった意味では、一般職で幹部職員である総合政策部長や総務部長らの責任は極めて重いものでありますから、部下のため、後輩職員のため、未来の職員のため、ひいては市民のために尽力いただくようお願いするものであります。この点に関しては、一般職出身の副市長も御尽力を併せていただきたいと思います。

管理職員を対象とした法務研修について取り上げてきましたけれども、同時並行的に新規採用職員から中堅職員も含めて、なるべく早期の段階で基本的な知識や能力については習得を図るよ

う求めるものであります。また、奈良市として、通説判例に基づいた体系的な理解、行政実務に資する参考図書などがあれば、職員向けにお示しすることも有効な取組であると思っておりますので、その点も併せてお願いしておきたいと思っております。

次に、奈良市議案第115号の中身につきまして、これはそもそも奈良市役所の職場における重大なセクハラ、パワハラ事件に関するものでありまして、その実態はこの時代のものとは思えないほどに悪質なものであります。

具体的には、裁判所の認定事実によりますと、男性の正規職員から女性の嘱託職員に対して、「離島でお前と2人きりになっても、絶対お前なんかには手を出さない」、「下着を取ったらお前の胸は絶対垂れている」、「お前のブラジャーは何カップや」、「お前の乳首は絶対黒い」、「お前はセックスをやり過ぎや」、「あんたは当然生理上がっているよな」などと発言したこと、その他の言動があったというのであります。奈良市として、この事案についてどのように対応したのですか。環境部長ですか、答えるのは。どなたでも結構なんで答えていただけますか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

セクハラ、パワハラの関係部としての対応でございますが、今回の裁判の中で初めてセクハラ、パワハラという形のことを認識いたしたところでございます。それに基づき、職場内の巡視であるとかをまち美化推進課のオペレーターのところ、セクハラ、パワハラにならないような体制づくりに努めたところでございます。

以上です。

○三橋和史委員 こういった点については、法務研修を受けること以前に社会人としての基本からやり直していただいたほうがよろしいかと存じますが、私も先般、行政事務の不行き届きの点に関して意見、苦情を申し出ておりましたところ、総務課長の職にある職員から目前で机を思い切りたたかれまして、事務を統括する部署の責任者がこれでは、もはやつける薬がないというほかありません。議員に対してこれですから、一般市民は奈良市役所に怖くて苦情も言えないです。奈良市はこういった職員に甘く、いまだ何らの処分もしていないのであります。

本件に関しましても、奈良地裁、そして大阪高裁でも同様の事件が認定されているように、これほど明らかな言動があったにもかかわらず、被告たる奈良市は、原告の女性職員がセクハラを誘引したのであり、原告はセクハラを容認する人物であり、男性職員の言動が違法性を欠くという、あまりに常軌を逸した主張を展開しているのであります。しかも被告たる奈良市は、女性職員は訴えを提起するまでセクハラ等の被害を訴えていないことから、原告に精神的苦痛は生じていない旨を主張していたのであります。これは奈良市として法廷で主張されたものでありますから、仲川元庸市長の考え方によるものであるということでもあります。

議員の皆さん、奈良市のこのような訴訟追行について、しかも議会を無視して独断で控訴していた事案です。まさかこの議案に賛成される議員はいないと思っておりますが、議案の提案漏れについては、私は平成30年にも15件発生していたことを指摘しております。市長が謝ったからといって、今回もまたこれを許すんですか。

もう一度申し上げますが、本件において市が違法に控訴して法廷で主張していた内容は、セクハラを誘引した被害者に非があるというものです。男性職員による「離島でお前と2人きりになっても、絶対お前なんかには手を出さない」などという発言に違法性はない、原告は被害を訴えていなかったから精神的苦痛も生じていないというものであります。このような主張を地方公共団体である奈良市が堂々としていること自体、正気の沙汰とは思えません。正気ですか、正気では

ありませんか、どっちですか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

今回の提訴に至った理由といたしましては、先ほど答弁させていただいたとおり、セクハラ行為、パワハラ行為についての評価及び100万円という損害賠償金の額は他の事例に比べて高過ぎないか、この2点について提訴させていただいた次第でございます。（三橋和史委員「いや、違うでしょう」と呼ぶ）

○三橋和史委員 被告奈良市の主張として、判決文にも書いてある。先ほど私が申し上げたような主張を奈良市がしているんですよ、法廷で。その点は正気ですかと聞いているんですよ。

○奥田晴久環境部長 今回の裁判には、指定代理人といたしまして法務ガバナンス課の法務職員3名を（三橋和史委員「いや、正気かどうかだけを聞いているんですよ。正気だったら正気です。いいんですよ」と呼ぶ）

お答えさせていただきます。

正気かどうかということでございますが、裁判として指定している弁護士の方の、弁護士に基づく方の答弁書に、答弁書というか意見書になりますので、それが市の考えだと私は理解しております。

○三橋和史委員 いや、裁判だからって何でも言えばよいというものではないわけでありまして、ある意味において、奈良市の代理人を引き受ける弁護士は御苦労なことであるとも言えますけれども、市民の人権擁護を担い、公益を図るべき地方公共団体の代理人としては失格であります。以前にも申し上げたように奈良市の組織内弁護士、そして顧問弁護士らは、市長の職にある仲川元庸氏の個人的な代理人でも弁護人でもありません。市の事務執行について違法、不当な点があれば、あらかじめこれを是正するために助言することこそがその最も期待される職責であろうと存じますから、その点も認識しておいていただくようにいま一度求めるものであります。

被害者の女性が提訴していなければ、奈良市はこの事案を発表することもなかったのではないですか、いかがですか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

この事案につきましては、訴訟の中で初めて私自身は認識いたしておりますので、事案自体を認識しておりませんので発表という形はなかったかと思えます。

○三橋和史委員 事案自体を認識していないと言いますけれども、被害女性は産業医等にも申し出ているという記録もありますのでね。事実を隠蔽していたのではないかと見ざるを得ないわけですよ。まして議会にも議案を提出していなかったわけでしょう。行政広報の在り方としても問題であります。

不祥事に関する行政広報の在り方の是正という点についても繰り返し求めてきたところでありまして、こそくな答弁をするだけで実際には全く改善されておられません。議会における指摘事項としても一覧に上げて把握しているはずであります。私の指摘事項は載せないということにでもなっているのでしょうか。真面目に改善に向けて取り組み、全てについて必ず報告いただくよう改めて求めるものであります。

時間がございませんので、奈良市議案第131号 財産の取得について、防災体験装置を4873万円で購入しようとする議案が提出されております。奈良市には防災センターもありますし、わざわざ5000万円近くも投じて購入するものなのか疑問であります。この財源は何ですか。

○伊藤 剛委員長 挙手願います。

○西岡光治消防局長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

この財源につきましては、国の地方創生による補助金という形でさせていただくということになっております。

以上でございます。

○三橋和史委員 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことですか。

○西岡光治消防局長 すみません、そのとおりでございます。

○三橋和史委員 この交付金については、新型コロナウイルス感染症対応のものであります。新型コロナウイルス感染症の対応と防災体験装置、一体どのように関係があるのか理解に苦しみます。交付金の交付に乗じて、国庫財源だと思って本来の目的に適合しないものまで何でも購入しようとしているのではありませんか。

○西岡光治消防局長 委員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の防災センターでの特に1階フロアにおきましての体験施設等につきましては、団体の方がかなり入られますと非常に密な状態、環境下となるということが考えられます。このコロナ禍におきましてそういう感染リスクが高くなるのが懸念されますので、そのために起震コンテナ等を整備いたしまして、各地域で実施される訓練等に出向いて、屋外でのオープンな場所で効果的な防災啓発を実現するというために購入したものでございます。

○三橋和史委員 いや、法廷でも議会でも、何でも言えばいいというものではないんですよ。新型コロナウイルス感染症対応の交付金でありますから、防災体験装置なんて全く関係ありませんよね。これを5000万円もかけて購入するぐらいなら、医療崩壊に少しでも備えてはどうですか。医療従事者の支援に充てたほうが、どれだけ国民の皆さんの考えに適合することか。

奈良市消防局では、救急隊員の使い捨てタイプの感染防止衣を2か月以上にもわたって使い回していた事実も発覚しましたが、感染症対策とは関係のない起震コンテナを本当に購入するんですか。医療従事者の支援等に充てるよりも起震コンテナを5000万円もかけて購入するほうが、新型コロナウイルス感染症対応に資すると判断した理由をお示してください。

○西岡光治消防局長 委員の御質問にお答えさせていただきます。

救急隊等におきますリユースタイプ、またディスプレイタイプの感染防止衣につきましても、国のほうの助成金を使いましてしっかりと感染対策の準備というのはさせていただいておりますし、そこへも十分な予算を計上しております。それプラスこういう防災体験をする上での密な環境というのをなくすために、こちらのほうにも予算を計上させていただいたということでございます。

○三橋和史委員 質問に答えていただきたいんですけども、財政課長に聞きましょうか。

医療従事者の支援に充てるよりも起震コンテナを購入するほうが、感染症対応に資すると判断した理由をお答えください。

○小西啓詞財政課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

感染対応の医療従事者の医療提供の拡大であるとか、そういった対応の予算もこれまでは予算措置をしておりますし、今回、起震の装備を予算化したことに対しましては、地方創生臨時交付金で国のほうでも想定しているモデルの中にも、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな災害対応スタイルの構築というような御提案がありましたので、それを参考にして予算措置したものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 私は、この防災体験装置を5000万円もかけて購入するというのは、感染症対策と

は全く関係のないものだと思います。それよりも医療従事者の支援等に充てたほうが、どれだけ世のため人のため社会のため——これは社会を守ることにもつながります。こういったことに資するかということなんですよ。

時間が来ましたので質問を終わりますけれども、本日申し上げましたように、法務能力等も含めまして政策立案に当たりましては、あらゆる根拠のある資料に基づいて、的確なものに基づいて取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。